

## 判定の基準とその運用指針（令和2年1月）

- ◆ 本指針において「専門職短期大学等」とあるものは、専門職短期大学及び専門職学科を意味する。
- ◆ 本指針において「短期大学士課程」とあるものは、特にことわらない限り、専門職短期大学及び専門職学科におけるものを含む。

### ○ 判定の基準

適合	短期大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、短期大学基準を満たしている。
不適合	重要な事項において問題があり短期大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、短期大学基準を満たしていない。

### ○ 運用指針

#### ■ 基本

##### (1) 判定

「是正勧告」を提言した問題を総合的に考慮し、特に重大性がある場合について、「不適合」と判定する。重大性の判断は、以下を指針とする。

##### ・問題的重大性

- 「是正勧告」が下記の何れかに該当し、短期大学としてふさわしい教育の水準及び質の確保を困難にする問題を特に重大なものとする（法令事項に限らない）。
  - ▶ その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
  - ▶ その問題によって、当該短期大学の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
  - ▶ 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や短期大学の運営等に与える影響が大きい。
- 「短期大学基準」の基準ごと（基準10は「(1) 大学運営」及び「(2) 財務」ごと）の評定がCであっても、それのみをもって直ちに「不適合」としない。

## (2) 追評価

「不適合」と判定した短期大学に対しては、その判断に至った問題事項を対象に、任意の追評価を実施する。なお、その事項が、数値その他形式的な点で改善が確認できる事項であって、改善策に伴う事後的な効果の検証を要さない場合にあっては、申請手続及び追評価手続を簡易化することを可能とする（短期大学認証評価に関する規程第43条第1項）。

➤ これに相当するものとして、具体的には、専任教員数の問題を想定する。

### 運用にあたっての留意点

特に重大性が高い問題とは何であるかをあらかじめ全て指針化することは困難であり、事例ごとの判断が必要となる。ただし、想定されるいくつかの問題事項（内部質保証の機能、学生の定員管理（学科）、専任教員数及び財務状況）については、運用上の留意点があらかじめ明確にできるため、それぞれ以下の通り定める。

## (1) 内部質保証の機能（基準2）

特に重大な「是正勧告」事項が存在し、またその改善の見込みが立っていない状況にあるとき、それは、内部質保証の体制や手続が十分に整備されていない又はその運用に大きな問題があることと関連している場合がある。その際は、こうした内部質保証の機能にも重大な問題があるとして「是正勧告」を付し、その「是正勧告」を「不適合」の理由の一つとすることも適当である。ただし、内部質保証の組織体制、手続やその運用実態を確認し、機能不全を具体的的事実として指摘できる場合に限ることとし、単純に複数の重大な「是正勧告」が存在することのみをもって内部質保証の機能不全を結論しない。

## (2) 学生の定員管理（学科）（基準5）

特定の学科だけでなく、短期大学士課程全体として著しい収容定員の超過又は未充足の状況にあり、かつ、教育を行う環境や財務等の事項にも影響しそれらでも特に重大な「是正勧告」事項が認められる場合、「不適合」を判定する要素の一つとする。

### 《特に重大な定員超過・未充足》

- ◆ 収容定員の超過については、教育を行う環境等の条件を著しく損なわせるなどの弊害が指摘できる場合。
- ◆ 収容定員の未充足については、 $0.50 < n \leq 0.80$  の範囲のものについても、教育を行う環境や財務等に与える影響が特に大きい

場合、「不適合」を判定する要素の一つとして検討することがある。

#### 《判断対象となる時点》

- ◆ 短期大学認証評価実施前年度の数値（「短期大学基礎データ」上の数値）が上記指針に該当する場合は、短期大学認証評価実施年度の状況も加味して判断する。

#### （3）専任教員数（基準6）

下記について、法令上定められる数を満たしていない場合は、「不適合」と判定する。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| ・学科ごとの専任教員数        | ・同教授数 |
| ・短期大学士課程全体の必要専任教員数 | ・同教授数 |

専門職短期大学等については、上記のほか下記の数を満たしていない場合又は許容される範囲を超えている場合（みなし専任教員数）に、「不適合」と判定する。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ・学科ごとの実務家教員数 | ・同研究能力を併せ有する実務家教員数 |
| ・同みなし専任教員数   |                    |

#### 《判断対象となる時点》

- ◆ 短期大学認証評価実施前年度の数値（「短期大学基礎データ」上の数値）が上記指針に該当する場合は、短期大学認証評価実施年度の状況も確認する。なお、この場合の「短期大学認証評価実施年度の状況」とは、例外的に評価実施年度2月ないし3月の本協会の指定する日までの状況を言う。

#### 《教員不足における「改善」の判断》

- ◆ 教員不足が問題である場合、着任の事実をもって数を満たしたものとする。
  - ・ ここでいう「着任の事実」には、専任教員としての雇用契約が交わされたと客観的に確認される場合を含む。すなわち、雇用関係の成立を証し得る事実があれば、着任日が到来していなくても「着任の事実」があると判断する。

#### 《例外》

- ◆ 専任教員数の不足について、不慮の事故その他の突発的な理由によって生じたものであって、短期大学に問題を帰しえない場合は、「不適合」としないこととする。

ともある。

(4) 財務状況（基準 10 (2)）

財務上の問題によって教育を行う環境や教員の配置等に関し問題が生じております、かつ今後の短期大学の運営にも重大な懸念がある場合は、「不適合」とする。

以上